独立行政法人国際交流基金 御中

令和7年 月 日

住所

会社名

代表者名 印

当社は、独立行政法人国際交流基金(以下「JF」という。)の「国際交流基金関西国際センターIT・電子機器サポート業務(ヘルプデスク業務)」に係る意見招請(以下「本件意見招請」という。)に関し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1. 当社は、本件意見招請によって知り得た JF に関する機密情報(以下「本件機密情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の本件機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 2. 当社は、本件意見招請参加中および参加後において、本件機密情報を第三者に提供・開示しません(ただし、 法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合を除きます)。
- 3. 当社は、本件機密情報について、本件意見招請の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変しません (ただし、事前に JF から書面による承諾を受けた場合を除きます)。
- 4. 当社は、本件意見招請が終了したとき又は本件意見招請への参加を取りやめたときは、本件機密情報(前項において甲の承諾のもと複製した場合には、当該複製物を含む。)を直ちに返還するか、あるいは、本件機密情報の返還が不可能ないし著しく困難な場合には、JFの指示に従い、適切な方法により廃棄します。
- 5. 当社は、前4項に違反する事態が発生したことを知ったときは、直ちにJFに報告し、JFの指示に従います。
- 6. JF は、本件機密情報の適切な取扱いのために必要があると認めるときは、当社に本件機密情報の管理状況を報告させ、又は当社に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、当社は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとします。
- 7. JF は、当社の本件機密情報の管理状況について、通常の業務時間内に事前連絡の上、検査し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、当社は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとします。
- 8. 当社は、本件機密情報を利用する当社の従業員を必要最小限に限るとともに、当該従業員に対し、本項において当社が負う義務と同様の義務を負わせます。
- 9. 当社が第1項から第8項までの規定に違反したことにより、JF 又は第三者に損害を与えたときは、当社はその損害を賠償するものとします(ただし、JF が他の事由により損害賠償を請求することにつき妨げるものではありません)。
- 10. 当社が本件意見招請によって知り得た情報のうち、第1項に定める本件機密情報以外の情報であって、JFが 秘密である旨を明示した情報については、第1項から前項までの規定を準用します。